

会議の名称	平成23年度第2回 鳥海地域協議会
開催日時	平成23年7月28日(木) 午後1時30分～
開催場所	由利本荘市鳥海総合支所 講堂
出席者氏名	地域協議会 名簿のとおり
欠席者氏名	〃
(会議次第) 1.会 長 挨 拶 2.協 議 ・ 本庁舎の耐震化について ・ 消防庁舎建設事業について ・ 公の施設の使用料の見直しについて 3.そ の 他	
会議の経過	別紙のとおり

地域協議会 名簿

(委員20名)

議会議員、本庁及び総合支所

区 分	氏 名	区 分	氏 名
地域協議会委員	佐藤 久幸	【市議会議員】	高橋 和子
地域協議会委員	佐藤 重一		佐藤 譲司
地域協議会委員	眞坂 孝衛	【本庁】	
地域協議会委員	柴田 恭一	総務部次長兼行政改革推進課長	佐藤 晃一
地域協議会委員	佐藤 勝藏	総務部総務課参事兼課長補佐	高橋 進一
地域協議会委員	佐藤 敬助	消防本部消防長	伊藤 敬一
地域協議会委員	佐藤 一太郎	消防本部政策監	工藤 康治
地域協議会委員	鈴木 充	消防本部次長兼総務課長	佐々木 輝一
地域協議会委員	周防 彦宗	消防本部主席参事兼課長補佐	畠山 操
地域協議会委員	佐藤 明美	教育委員会事務局生涯学習課長	大滝 朗
地域協議会委員	三浦 俊雄	教育委員会事務局スポーツ課長	伊藤 久
地域協議会委員	松田 訓		
地域協議会委員	池田 由身		
地域協議会委員	佐藤 貴子		
地域協議会委員	高橋 美幸		
地域協議会委員	三森 宏美	【総合支所】	
地域協議会委員	高橋 馨	総 合 支 所 長	土田 修
地域協議会委員	鈴木 誠	主幹兼振興課長	佐藤 秀孝
地域協議会委員	眞坂 好喜	産 業 課 長	黒木 重徳
地域協議会委員	藤山 信夫	市 民 福 祉 課 長	佐藤 則亮
		建設課長兼水道事務所長	佐藤 幸生
		主幹兼教育学習課長	佐藤 覚栄
		主幹兼鳥寿苑施設長	佐藤 利和
		診 療 所 事 務 長	村上 一弥
		診療所事務長補佐	佐藤 要子
		【事 務 局】	
		振 興 課	池田 清太
			三船 恒海
			佐藤 淳

(会議の経過)	
第2回 鳥海地域協議会	
平成23年 7 月 28 日 (木) 午後1時30分 開会	
池田主査	お忙しいところ、ご参会いただきましてありがとうございます。 はじめに、本日の出席委員を照会いたします。 出席委員照会 以上12名の出席となりますので、由利本荘市地域自治区の設置等に関する条例第9条第3項による2分の1以上の出席がありますので会議を開催させていただきます。 それでは次第により進めさせていただきます。 はじめに、会長よりあいさつをお願いします。
会長	お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 東日本大震災（において被災された方）は気の毒だと思いつつも本市においては大丈夫と思っておりましたが、6月24日の集中豪雨により足下をすくわれたような感じがしております。道仏坂が通行止めになったことで、みんなが苦労しており、毎日の通勤、通学者には大変気の毒だなと思っております。 しかし、災害は忘れたころにやってくると言いますが、あんな災害が起きるとは予想しなかった。時期的にも田んぼに水が張っている時期であるため、もっとも災害のおきやすい時期であった。いつも災害があるんだと常に心に刻みながら、それぞれの一日を勤めなければならないと思います。 今日の案件は報告あるいは説明が主になると思いますが、ご協力をお願いします。
池田主査	早速ではありますが協議にはいらさせていただきます。 協議の議長は、地域自治区の設置に関する条例第9条第4項の規定により会長が務めます。
議長	それでは2の協議にはいります。 の本庁舎の耐震化について説明をお願いします
高橋 総務課参事	本庁舎の耐震化について説明します。 資料確認 本庁舎は本荘市役所として昭和44年に建設されまして、今年で築42年になる建物です。昭和56年に新耐震設計法が公布され、現庁舎は、その耐震基準を満た

していない。市では学校施設に続いて各地域の主要施設の耐震診断を進めており、昨年この庁舎の耐震補強が必要となった。新聞コピーになりますが、昨年の１２月の議会一般質問で、市長が新庁舎を建設しないで、現庁舎を耐震補強するという記事が載っております。補強工事のイメージについては、市長が仙台市役所を視察した時の新聞記事（写真）になりますが、窓の内側に耐震の筋交いのような物を設置、壁に鉄鋼の耐震壁を造るなどの補強イメージを持っております。この補強工事は土日を利用し（通常業務に支障の無いようにするため）２年を要する。補強壁は大きいものであるため、各階の執務スペースが狭くなることから人を少なくする必要があります。

（１）資料１枚目の説明「本庁舎の耐震化について」

経緯

去る３月８日の市議会全員協議会で、分庁舎を建設したのち、本庁舎の耐震補強工事を実施する計画で説明した。

以前から総合庁舎の空きスペース利用が課題となっていたことと合わせ、直後の３月１１日に発生した東日本大震災により、総合支所庁舎の活用を含めた耐震化スケジュールについて、再考を要する状況となった。

（ア）本庁舎の耐震化を急がなければならない。

（イ）自治体として非常事態へのリスク分散を図るべき。

総合支所庁舎の有効活用などについて協議する必要があると判断し、４月２７日、庁内に「総合支所庁舎活用検討委員会」を設置して２回の協議を実施。

（２）検討内容

本庁舎及び３総合支所庁舎のデータ・・・資料１により説明

延べ床面積、本庁からの距離、庁舎職員数などを資料により説明

- ・本庁舎耐震化に際しては、西目総合支所庁舎を活用することが適切と判断
- ・岩城総合支所、東由利総合支所については、「それぞれの消防分署建て替えとの兼ね合いで活用出来るのでは」との意見があった。
- ・５月３１日の議会で報告している。

３総合支所庁舎：岩城総合支所、東由利総合支所、西目総合支所

本庁を中心とした職員の配置（想定）・・・資料２により説明

・平成２４年４月１日以降の人員

本庁（総務部、企画調整部、市民福祉部、農林水産、商工観光部、
会計管理者、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局）
：２５１人

広域行政センター（情報管理課、入札課、選挙管理委員会）：３７人

文化交流館「カダーレ」：１８人＋α

第２庁舎（建設部）：４２人

西目総合支所（西目総合支所、教育委員会）：７３人

(3) 方向性

西目総合支所には、現在の職員 33 人のほか、職員約 40 人程度の入居が可能。

市の組織機構から考え合わせると、教育機関としての教育委員会の入居が利便性の低下を招かないと思われる。

第 2 庁舎には、現在 4 ヶ所（本庁、広域行政センター、第 2 庁舎、車両センター）に分散している建設部が入居することが望ましいと思われる。

岩城総合支所、東由利総合支所については、それぞれの消防分署建て替えとの兼ね合いで活用可能と思われる。

このことを 6 月 6 日の議会全員協議会で説明しております。

このように、西目総合支所を活用することで、分庁舎を建設するよりも 1 年前倒しで耐震補強を実施することができますし、分庁舎の建設費、約 3 億強の支出を抑えるメリットがある。議員皆様に説明しご理解を得ております。

耐震補強の目的は安全安心ということである。（本庁舎は）建設から 42 年ということで電気に関しても老朽化により漏電するなど、補強と併せてスペースの減少を補うべく、機能性の向上も図りたいので改修を（補強と）併せてわせて行いたい。本年度、各地域協議会への説明をしながらご理解をいただき、耐震設計に係る補正予算の上程を進めている。

本庁舎の耐震化については、議会全員協議会での説明を含め時系列的に説明申し上げました。

議長

協議ですので、皆様からご質問をお願いします。

A 委員

西目総合支所の標高は記載されておりますが、本庁の標高はどのくらいか。

高橋参事

8.2 m です。

B 委員

補強した上で、その後何年（本庁舎は）使用可能なのか。

高橋参事

耐震化により約 10 年から 15 年は延命できる。地震でも潰れないということです。新築ではないので、更に 20 年、30 年ということではない。

議長

本庁舎よりこの庁舎（鳥海総合支所）は 10 年くらい後から建設しているが、耐震状態はどうか

佐藤
振興課長

ただいま耐震診断が行われます。その診断に基づいて補強工事が必要であれば、行うという方向です。

議長	危険な建物にはなっていないのか。
佐藤 振興課長	昭和５６年の基準（新耐震設計法）からみると、この建物（鳥海総合支所庁舎）は昭和５３年完成の建物ですので、データを踏まえて進めなければならない。
議長	その内容については後日報告をいただけるということでいいですね。
佐藤振興課 長	はい
A委員	新庁舎建設や耐震化も必要だが、避難できるような施設があった方が良いのではないか。
高橋参事	本 庁舎の耐震と改修については３億から４億くらいとしている。それを費やしても１０年から１５年ということなので、新庁舎を建設するとなれば桁が違ってくる。（新庁舎建設については）この後の議論になると思います。
議長	ほかに質問はありませんか。なければ次に進みます。 それでは、 消防庁舎建設事業についてお願いします。
消防本部 工藤政策監	本日はこのような機会を設けていただきありがとうございます。 日頃皆様には火災予防をはじめ消防行政には特段のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。 新消防庁舎建設にあたっての説明をさせていただきます。皆様ご承知のとおり３月１１日発生 of 東日本大震災では、津波による被害が甚大であり、市議会からも建設候補地として予定されている美倉町の文化会館跡地についても、「はたしてその場所で大丈夫なのか」、「もう少し時間をかけて有識者の意見を聞くことなど、幅広く住民への説明を果たすべきではないか」というご意見、また基本構想など提示資料への指摘もあり、さらに検討を加えて今日にいたっております。 これまで、市と消防本部では文化会館跡地の利用計画案などを説明しながら、消防庁舎建設について地域住民への説明会を行ってきました。そして、昨日臨時議会において本荘地域を中心に大方の理解を得られたものとして基本設計委託料を再計上して可決いただいたところです。 今後も様々な意見を賜りながら基本設計に反映させていきたいと思っております。
佐々木次長	資料に基づき説明させていただきます。
	資料確認

昭和44年に建設された消防庁舎は築40年以上経過し、大変老朽化が激しく、狭い状況となっている。昨年度女性消防職員を採用したが、女性対応型の庁舎ではないことから、女性用トイレもない。急遽男性用トイレを改修している。

仮眠室についても倉庫を改修し女性用の仮眠室としている。また、シャワー室も女性用がないことから、男性と時間を異にして対応している。

さらには、耐震診断の結果ですが、耐震指数は0.259となっており、これについては震度6強で倒壊する危険性があるという診断です。

今回の3月11日の地震では現消防庁舎の会議室中央部の鉄骨を中心に床が2cm～3cm程割れて左右に沈んでいる。私達は3月11日の地震の時は仕事をしておりましたが、この庁舎は大丈夫だろうかと恐怖におそわれながら仕事をした記憶がございます。そのような状況から、早急に建築しなければならないということで計画を立てている。

市の財政事情も十分に考慮したうえで周知を第一として美倉町文化会館跡地や県消防庁舎周辺、国療跡地の3箇所を比較検討してきました。その結果、美倉町文化会館跡地が適切であると判断し、市議会に報告し計画を進めてきました。

3月11日に発生した地震の大津波被害が甚大であることを鑑み、高台の3箇所についても検討しました。その結果美倉町文化会館跡地が適地だとするならば、どのように進めたら良いのか、大学の先生や、市議会からの指摘もあり、慎重に判断した結果、中心市街地にあります美倉町文化会館跡地が適地であると判断いたしました。昨日の臨時議会において裁決をいただいたところです。

次は市議会及び住民説明会の状況ですが今回を含めて18回ほど実施しております。

次に2ページの1をご覧ください。消防庁舎建設のコンセプトでございます。

これは、消防庁舎建設に係る基本的な考え方で、(1)から(3)までございます。

次に2の消防庁舎建設基本計画でございます。(1)から(3)でございますが、これは必要とする面積でございます。6,000㎡以上が必要と考えております。内訳については、庁舎1階の床面積1,500㎡、訓練場関係2,500㎡、駐車場の関係が1,200㎡の最低でも6,000㎡が必要と考えております。

次に庁舎の規模についてですが、鉄筋コンクリート造の3階建、延べ床面積3,500㎡の消防庁舎建設を考えております。消防庁舎本体、訓練棟、資材倉庫等建築工事費のほか外構工事費を合わせまして総額18億円を予定している事業であります。財源としましては、平成26年度を期限として合併特例債を使用することとなっております。この合併特例債を説明いたしますと、もっとも有利な起債でありまして、総工費18億円のうち11億円9千万円を国で払ってくれるという有利な制度です。残りについては市で毎年償還していくということになります。

次に庁舎主要諸室の構成についてですが、消防本部を3階にしております、面積約200㎡、ここには消防本部の事務室と大会議室約250㎡を考えております。この大会議室は災害時の地域住民の一時緊急避難場所としたいと考えております。

約 150 人ほど収容できるものと考えております。

消防署については、1 階と 2 階に配置したいと考えております。1 階の床面積については 150 m²、これには消防車両 13 台収容できる車庫と 24 時間勤務する職員の仮眠室などを設けたいと考えている。また、市民が気軽に利用できる防災展示ホールを設ける計画でございます。2 階は 900 m²、ここは消防署の事務室など置きたい。屋上の方 200 m²を考えております。ここには非常用自家発電設備、電気機械設備。津波が発生した場合を考え、水に濡れると危険なものを上階に設置したいと考えております。

また、整備スケジュールについては本年度後半に基本設計、24 年度に実施設計、25 年度から建設工事が入り、26 年度半ばに庁舎を完成したいという計画でございます。

次に 4 ページをご覧ください。これにつきましては先ほど紹介したお二人の大学の先生の意見を記載したものです。

(1) については秋田大学大学院の松富英夫先生でございます。秋田県地震被害想定調査検討委員会の委員長代理も務めておられます。先生がおっしゃいますには、今回の震災における津波の大きさは三陸海岸で 20 m、平滑な海岸線である仙台平野では 10 m 弱の規模であった。今後日本海側に起こりうる連動型地震を考えると予想よりも大きくなるということです。また、津波発生時最も重要なことは、高台に早く避難することでした。

(2) の秋田県立大学の小林淳先生におかれましては秋田県建築物耐震診断等判定委員会の委員長、また秋田県地震被害想定調査検討委員会の要所につかれておられます。小林先生がおっしゃいますには、日本海側ではそれほど大きな地震の記録がない。そのため一般的には日本海中部を想定し、それに対し堤防などのハード面、それを越えるような津波が来た場合には、高台に車両を非難させるだとか、重要な機械室を上階に置くなどのソフト面に対応する。もう 1 点は先程の建築構造でございますが、1 階の一部を吹き通し空間として 3 割から 5 割増の強度設計をすれば、建物は津波の圧力に十分耐えることができるということでした。また、もう 1 点につきましては消防庁舎を高いところに移設することによって、火災・救急などの通常業務において失われるものが大きいと思われるため、その点については慎重に検討してくださいとのことでした。以上をお話しいただいております。

これらの先生方の意見を参考にし、次の 5 ページでは私どもの方で津波の高さを想定しました。うち、津波高の想定は第 1 段階として 5 m、第 2 段階として 10 m を想定しております。問題になるのは津波高 10 m の対策でございます。これにつきましてご説明申し上げます。1 つは美倉町文化会館跡地、標高が 6.2 m しかないため、10 m の津波が来たら 1 階の浸水は考慮しなくてはならない。そうした場合 1 階車庫部分の一部を津波が通り抜けやすい吹き抜け構造する。そしてその周辺の壁や間仕切りのコンクリートの厚さを通常より厚く 20 cm から 30 cm としたいと考えています。杭を岩盤に達するまで強く打つことも考えております。また、1 階の車庫の天井高を 6 m としたい。そうしますと 2 階床面は標高 12 m を越えることとなります。すると外見は 3 階建ての建物ですが実際の庁舎の高さは 4 階建て

に相当する庁舎にしたいと考えております。重要な機器関係は可能な限り上階に設置したい。また、3階には周辺住民が移動できる一時急遽避難場所として大会議室を設ける予定で、だいたい150名程は収容できるかと思います。また、屋上も一時避難場所にできるような構造にしたいと考えております。また、津波の高さが10mですと1階車庫が浸水しますので、消防車両は高台に集結し災害対応にあたる計画ですが、決して市民をおいて消防車両だけが高台に移動するということではございません。当然大地震の発生と同時に消防車両も出動し救助活動等に全力を挙げるものであります。以上のような対策でございます。

6ページにつきましては日本海沿岸で起こった過去の津波を5項目ほど挙げております。参考にさせていただきたいと思います。

また、火災救急発生状況数の資料についてですが、1枚目、北部地区火災発生状況数でございます。平成18年から22年までの過去5年間の発生数を処理したものです。中心市街地周辺に火災が多く発生していることが分かるかと思います。2枚目につきましては同じく過去5年間の中心市街地周辺とそれ以外の地域の件数に対する発生率をグラフにしたものでございます。ここでも約5割近くが中心市街地での火災発生となっています。3枚目、救急出動ですが、これも過去5年間の出動件数を記したものでございます。これも圧倒的に中心市街地に集中しています。以上のことから、効率よく市街地全体をカバーできる消防力の地域推進を充足できる位置、また救援物の向上をはかる意味でも中心部に消防庁舎が必要とされる資料の1つではないかと考えております。以上です。

議長

ただ今消防本部より消防庁舎建設事業について説明がありましたが、委員の皆様からご意見はありませんか。

C委員

平成17年の合併から6年になるわけだが本荘消防署と矢島消防所の2署体制でやっています。それを引き続きこのままやっていくのか、それとも見直しがあるのか。

消防本部
工藤政策監

現状の体制を維持していきます。1市7町が平成17年に合併しましたが、その時点で広大な面積を抱えております。そのため各地域の事情でもって消防力を構成していかなければならない、あるいは消防団の配置等も勘案しながら地域を守っていかなければならないという観点から、現状の体制を維持するという考えでございます。秋田県の消防の広域合併の推進計画というものがありまして、昨年22年の7月ににかほ市と由利本荘市との協議会が設立されました。その時点でもにかほ市は1本部1署というような体制を構築しています。由利本荘市では1本部2署6分署という体制の中で現状の消防力を維持していこうという観点もあり、にかほ市とメリット・デメリットを検討の結果、やはり現状で合併するのは時期尚早でないかという結論になり今年の3月28日に休止とし、今後色々な見直しが入れば再検討するということで当市では現状を維持するというような考えとなっております。

議長	他にありますか。
C 委員	訓練する場所についてですが、現在は消防学校を利用させてもらっている。そのためトイレは仮設、外の水道は出ないという中で団員としては不便な気持ちのまま市の訓練大会を行っているわけであります。できればその近くで市の訓練大会をできればいいなと思っております。 また、操法をやるからには規律訓練が一番大事だと思います。しかし資料 2 では青少年ホーム駐車場 50 台と 30 台の間に公園のようなものがあるのですが、例えば 10 台、あるいは 30 台の駐車スペース、50 台の駐車スペースを利用するとすれば規律訓練いわゆる小隊訓練をするスペースはあるのか（出来ないか）。 また、消防庁舎建設の基本計画の中に（１）から（３）までありますが、この中にコミュニティ体育館というのがありませんがこれは何なのか。
佐々木次長	１つ目の質問、訓練できる場所（スペース）があるのか、あるいはそのような場所で訓練できるのかということでしたが、この場所は 7000 m²あります。仮称コミュニティ体育館がここにあったとしても、操法訓練ができるだけのスペースはとったつもりです。訓練大会自体はこの状態ではできません。しかし、指導のスペースは確保しているつもりです。だいたい幅 10 m、長さ 80 m があるため、小型ポンプや自動車ポンプの訓練指導はできるかと思います。 青少年ホーム駐車場 50 台、あるいは駐車場 30 台の間に公園がございますが、こちらは教育委員会さんの方で説明申し上げます。 つまり、現状は規律訓練や操法の指導はできますが、大会等を行うスペースは無いというのが現状です。ただ、訓練大会を由利本荘市市街地で行うとすれば、ここ以外の適地を探し実施するという方向になるかと思います。
C 委員	はい、わかりました。
大滝 生涯学習課長	質問の 2 点目についてご説明申し上げます。確かに利用計画案の図面の中で消防庁舎の北側に仮称コミュニティ体育館という表示がされております。これにつきましては現在の文化会館に隣接しております勤労青少年ホームがあります。2 階の本館部分と体育室の 2 棟からなっておりますが、これが平成 22 年度に耐震診断を実施しております。その結果ホームの体育館につきましては 0.3 を下回る I s 値（耐震指標）が報告されており耐震補強が必要だという判定がなされております。本年 12 月 19 日の予定ですが、この勤労青少年ホーム、公民館、文化会館、図書館等の機能を合わせもった文化交流館カダーレが本荘駅前にオープンいたします。現在の勤労青少年ホームの機能につきましては体育館部分を除いてすべてカダーレの方で代替施設という形で考えております。そうした場合この勤労青少年ホームは昭和 44 年の建築でございまして、当時この体育館は年間利用者が 2 万人を越える非常に利用率の高い体育館ということで、耐震補強をした上で現在地に存続させようと

	いう構想でございましたが、改修にあたりまして耐震補強のみならず外壁や床面、窓サッシ、鉄扉等合わせて補強いたしますと億を超える費用がかかるという積算がされております。そのため、このたび文化会館等の解体に伴いまして、そうした利用率の高い体育館の機能におきましては仮称コミュニティ体育館ということでこの会館の跡地に新築をする方向でおります。費用負担もほぼ同額ですむという見込みがついており、耐震補強してもその後の年数が１０年あるいは１５年という年数しかもたないことを考えますと、同程度の負担であれば現在の隣接地に新築しようという構想を描いてるところで、この真ん中にコミュニティ体育館という表示をさせていただいたわけでありまして、これについても６月の市の協議会と全員協議会の方で基本的な考えにつきましてはお示しをしたところであります。
C委員	最初２消防署でいくのかという質問をしましたが、やはりこのスペースでは消防団員が訓練できるような余裕のあるスペースはないなと言いたかったわけです。もしできれば矢島消防署の脇にでも小隊訓練を全部できるような場所を確保してもらいたいというお願いです。 また体育館につきましては大内の総合体育館の他にこのような体育館が必要だということですか。
大滝 生涯学習課長	本荘体育館という昭和３６年にできた古い体育館がございます。そちらも２２年度に合わせて耐震診断を行いました。とてつもなく低い数字でございましてこれ以上使用できない、即刻使用中止にしてくださいという判定が出まして、現在使用停止をしております。現在市街地に中小規模の体育館は数ございますがこの勤労青少年ホームが中でも一番利用率の高い体育館ということで、まして本荘体育館が利用停止になっている状態では、利用者が行くところがないという状況に陥る可能性が非常に高いため、大内の総合体育館はあくまで総合的な大会ができる規模の体育館というスタンスであります。このコミュニティ体育館は現在の勤労青少年ホームの床面積が４８０㎡弱しかございません。それよりは若干広くはしたいなと思っておりますがあくまで市街地におけるコミュニティスポーツのための体育館という位置付けを考えております。
佐々木次長	先ほどの質問いただいたことについてですが、訓練場、大会場所、これにつきましては矢島消防署含めまして今後検討させていただきたいと思っております。
消防本部 工藤政策監	付け加えますが、やはり各地域を回っていても消防団員の方々の訓練スペース、大会のスペースが必要ではないかという声もありました。この配置を見ますと非常に難しい状況でありまして、できるだけ訓練スペースを配置できるようにはしたいと思っておりますが、今、提示ありました考えも参考に入れまして、広域的な考え方で進めて参りたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。
議長	他にありますか。

A 委員	石脇は標高何mで海からはどのくらいか。 また、現在道仏坂が通れず上原を回っているが、鳥海分署から救急車が出た場合何分の遅れがあるのか。また、鳥海分署の耐震はどのくらいか。
工藤政策監	まず、石脇地区の標高ですが国道沿いにあります国療のあたりが18mくらい、ガス水道ホルダーは15.3m。また現在予定している美倉町は海から3kmくらいですので、だいたい国道沿いまでは半分の1.5kmくらいだと思います。 二つ目の鳥海分署の耐震についてですが、56年以降の建物は新基準に基づいて建設されています。鳥海分署は平成2年に建設されておりますので56年基準に基づいて建設されています。 また救急車が上原を通った場合、下を通ったときとどのくらい違うかということですが10分程度の遅れが生じます。
議長	他にありますでしょうか。資料では案となっているが、昨日議会で議決していますので案ではなくなりましたが、そのところは大丈夫でしょうか。今18億のお金をかけて特例債は平成26年度が最終年度ですので、それまでに何とかやるということです。はじめは5mの津波の想定だが東日本の震災の後には10mにし1階は吹き抜けにして2階3階に重要施設をもっていっただけということですね。
消防本部	はい
議長	他にないでしょうか。なければ の消防庁舎建設事業は終わりたいと思います。 休 憩
議長	それでは協議に入ります。次に協議案件 の公の施設の使用料の見直しについて説明をお願いします。
佐藤 行政改革推 進課長	公の施設の使用料の見直しについての全体概要についてご説明させていただきます。 配布資料の確認（説明） まず「公の使用料の見直し」についてという資料を見ていただきたいと思います。現行の公の使用料の見直しについては大きく3つの問題点がございます。 1点目は同じような施設なのに料金に差があるといったことです。その内容としては現行の使用料が旧市・町の内容をそのまま引き継いで運用していることから、料金の設定区分や単価、減免基準の内容に違いがあり、それによっての不均衡が生じています。次に2点目ですがどんな計算で料金が決まったのか分からない。これは

現行の使用料の金額は旧市・町で近隣の類似施設の使用料を参考として決定されてきた経緯があり、使用料算定の根拠が統一的に整理されていない状況にあるということです。３点目は特定の人しか利用しない施設でも市の税金でまかなわれているということです。この意味合いですが、利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する上で、利用する人に応分の負担を求めていく必要があるのではないかとということです。この３点が現行の使用料の問題点として捉えられております。合併協議会におきましても公の施設の使用料につきましては合併新市において使用料の調整の見直しをはかると整理されまして、これを受け市では平成２０年から検討を進めていったわけでございます。

また、現行の使用料における３つの問題点、あるいは「合併協議会における使用料見直しにかかる取扱いの考え方について」を受けまして昨年の３月に策定された市の第２次行政改革大綱及び公の施設の見直し計画におきまして使用料の見直しを進めていくことにしようということになりました。この計画のまとめに関しましては一昨年以来、各地域協議会の方でも使用料見直しについての必要性等、見直し計画の内容等もご説明をし、２２年度から第２次行政改革大綱に関する計画等の推進に努めているところであります。この使用料見直しにつきましては対象施設が１３１施設となっております。それにつきましては冊子になっている資料の４ページをご覧ください。４ページから７ページにかけて見直し対象施設の一覧を掲載しております。グランドゴルフ場や体育館、入浴施設、野球場、研修集会等の施設、美術館・資料館等の施設を使用料見直しの対象としています。そしてこの度この使用料の見直しの内容についてまとめましたものは入浴施設（観光入浴施設１１、老人福祉入浴施設２）１３施設を除いた１１８施設について使用料見直しの検討を行いまして整理できたと捉えているところでございます。

続いて、使用料見直し作業の進め方について８ページをご覧ください。４見直し作業の流れということですが、見直し施設が大変多岐にわたっておりまして、関係する部局のそれぞれの課、全部で１１課ありますが、それでもってワーキンググループというものを昨年７月に設置し、以降毎月会合を重ね現況状態のワーク整備、さらに他の自治体での使用料見直しの取組の事例調査等を研究いたしました。県内では湯沢市の方で今年４月から見直しをした新しい使用料で、公の施設の対応を運用しております。また、秋田市や県外では岩手県一関市や北上市、さらに新潟では新発田市や上越市、他にも参考にしました。また都市部の自治体における取組次元調査等の資料を取り寄せ検討を進めてきたところでございます。その作業経過は９ページ、１０ページまで書かれておりますが、情報交換をしながら検討作業を進めてきたところでございます。

公の施設使用料の見直しの資料に戻りますが、次に３の使用料見直し作業の方針ということですが、見直しの作業を進めていく上でどのような方針でやっていくのかといったことについての説明でございます。

第１点目ですが、料金体系の統一化と簡素化ということでございます。これは冊子資料の１１ページをお開きいただきたいと思います。現行の料金体系は同じような施設なのに利用時間区分が異なるだとか、あるいは複雑化しているとかというよう

な状況です。具体的な内容ですと、冊子資料の39ページから42ページに研修集会施設の使用料の比較をのせております。ざっと見ていただくと分かるかと思いますが、同じような基本構造の施設ですが、時間設定の仕方や冷暖房料の設定の仕方、実費があったり定額があったり、定額でも同じような面積なのに違いがあったりというような形で現行の使用料については合併前の使用料を引き継いでいるということと、このように多種多様な状態となっております。こういった多様なものについて料金体系の統一化、簡素化というものを目指した検討をしていきたいと考えております。冷暖房料の取扱等についてもできるだけ簡単な形にしていく必要があるかと思っております。これは料金の収納ということも考慮しての現行の背景もあるわけでございます。

次に2点目が原価計算に基づく使用料単価の設定ということでございます。これは資料の12、13ページに載っております。現行の施設使用料の算定の根拠が説明できないと先ほど申し上げましたが、これからは施設の年間の維持管理費等をベースにして使用料の基礎数字となる1時間当たり、あるいは部屋面積1㎡あたりといった単価を検討設定しまして使用料算定の根拠とすれば使用料の根拠というものが説明できると捉えたところでございます。冊子資料の12ページになりますが原価の費用算定というところの図2原価の構成要素というところですが、支出の方を見ていただくと太線より下がイニシャルコスト（設置の費用）というもので、これは年間の維持管理経費の中には入っておりません。太線の上の方にあたるのが皆様方に実際に利用される対応のための維持管理・貸出しに要する費用、いわゆるランニングコストといったものを年間の維持管理費ということで設定してきたところであります。他の自治体の中には建設費用、イニシャルコストも原価計算をしてのコスト算入もあるわけですが、そうなりますと施設の設置のところまで含めることは公の施設の運営の中でそぐわないのではないかとということでランニングコストのみを年間の維持管理費にしたということです。これをベースにし、1時間当たりあるいは1㎡あたりの施設ごとに検討計算したものであります。13ページに計算式・原価の考え方等を載せております。

また第3点目、使用料において税金で負担する割合と利用者が負担する割合を明確化しようということで、これも作業の方針として挙げております。これに関しましては資料の14ページの7施設ごとの公費負担割合と受益者負担割合の図3、性質別分類をご覧ください。右上に公費負担の妥当性が「大」、左下に受益者負担の妥当性「大」を置き、受益者負担の施設の度合い、行政関与の妥当性の度合い等をリアップしますとこのように4分類されます。この考え方は今回の使用料見直し調査を行う各自治体で多く取り入れられている。公費負担、受益者負担の考え方の整理をするのに使われている考え方でありまして。今回見直し対象となりました施設については第2分類（利用者50%、公費負担50%）に多く位置しています。この図は、公益性や必要性の高いサービスを提供する施設利用については利用者負担を低くしていくとか、あるいは民間にあるサービスを提供する施設利用については利用者負担を高くするというような考え方を示しているわけで、図3の性質別分類にある通りの考え方で検討整理していくのが適切というように考えているところでござ

ざいます。

また15, 16ページに使用料の算定方法や考え方を載せておりますが、これにつきましては資料3の左側に、施設の新使用料の検討例ということで研修・集会施設Aの場合の計算方法の例を載せています。この施設の場合は、年間会館日数353日、1日の開館時間13時間、貸出床面積1212㎡、年間維持管理費24,502千円というような施設であります。これについて 貸出床面積1㎡あたりの年間原価を計算しますと約2万円、1㎡・1時間あたりの原価は4.4円ということになります。この方法で研修・集会施設全28施設を検討しました。その内容が冊子資料30ページから32ページにわたって書かれています。その28施設の1㎡・1時間あたりの原価を平均しますと4.2円という結果が出ましたので、計算の都合上4円ということにしました。これが になります。この4円を基本とし 受益者負担率50%を乗じた使用料単価ということで2円になります。そして 現行使用料と新使用料案ということですが、これについては同様のものが39～47ページに記載されております。そしてこの施設Aは講堂の場合、現行使用料は9:00～12:00は8,000円、13:00～17:00は9,600円、18:00～22:00は9,600円、冷暖房量5割増ということですが、新使用料は市民による一般利用の場合は受益者負担割合は50%ということで冷暖房料金含め820円となります。また市外の方あるいは事業者等営利目的利用の場合は受益者負担割合は100%ということで1,640円となります。

このような考え方ですべての施設について検討計算し整理しましたのが冊子資料になります。研修集会施設以外の各施設についても検討計算しております。なお今回使用料見直し対象外とした施設もあり、料金徴収することが逆にコストが高くなるという観点から使用料を徴収することが困難になってくるということで対象外としたところであります。また、大型の施設等（大内の総合体育館、西目サッカー場、遊泳館等）については現状を維持していくのが妥当ということで整理いたしました。全体的に言えるのは、使用料は現行より低めに設定されていると計算をして捉えたところであります。

続きまして4,使用料の減額・免除制度の整備ということですが現行の使用料見直しにあたって減額・免除についてそれぞれの施設、各地域でやはりまちまちでありまして、今回の使用料見直しと併せて統一化したいということで減額免除に関わる組織の考え方や規則を明確にしていきたいということで冊子資料の19、20ページに概要が掲載されております。

現段階では、市の共催による使用の場合は免除、市の後援による使用の場合は5割減額、社会教育や社会福祉に関する事業または活動を行う団体が使用する場合は5割減額というように対応していきたいと考えております。今回地域協議会で説明させていただいているわけですが、他地域の協議会からは大方の考え方は分かるが使用料の減額・免除は実際どうなっていくのかという声も挙がっており、私どもとしてはそういったご意見を頂きながら減額免除に関わる制度作りをこれから詳細検討の作業に入っていきたいと考えておりまして、そういった意味での皆様方からのご意見等お伺いしに参ったところでございます。ただし、あまり減額免除に重きを置

	いた論議になりますと今回の使用料見直しのそもそもの趣旨が、使用料の統一化と簡素化、負担の公平性の確保といったことを大きなねらいとしておりますので、できるところはその検討の中で取り入れられるよう努力していくような考え方で、ご理解いただきたいと思います。 なお市議会では6月10日の全員協議会で説明をさせていただいております。また、各地域協議会でも6月15日大内から最終の今日まで説明をさせていただいております。 新使用料案につきましては来年の4月からの施行を目標としたいと考えております。そのための関係条例の改正につきましては全員協議会では9月議会への提案願いをさせていただきたいとお話しさせていただきましたが、今回地域協議会をそれぞれ伺っていきますと、減額免除の内容に関わるものの説明等または他の協議会でこういった意見があったか報告説明いただきたいという要望がありまして私どもとしては丁寧な説明対応をしていきたいということで、現在年内に協議体制をお願いできるように目標を少しずつずらしながら無理のない新しい使用料のスタートにつなげていきたいと考えております。以上で説明を終わります。
議長	見直しというのは基本的に今までより高くなるというニュアンスがありますが。
佐藤 行政改革推進課長	今までよりは低い水準にあります。例えば紫水館については多目的ホール516㎡は、現状1時間当たり17時以降2625円、日中は2100円、冷暖房は2割増ということですが、新使用料ですと市民の方が一般利用する場合受益者負担50%ということで1時間当たり1040円という試算でございます。市民以外の方あるいは事業所の営業等の利用ですと受益者負担割合100%ということで2080円となるため、いずれ今までよりは低くなります。
会長	例えば今までは無料だったが公共性から見て無料では良くないという施設もあるわけですね。
佐藤 行政改革推進課長	このように料金が下がっても今まで無料だった方々については使用料が発生するということで問題とする考え方があるようですが、利用しない人もその施設の税金を払っているわけですので利用者の利用負担の公平性というようなこともご理解いただきたいと思います。ただしそれがあまり大きな負担になると大変だろうということで原価計算の考え方で計算しますと半分以下になっていると思います。さらにこれに減額・免除するというケースも対処しております。できるだけ現状の免除・減額の状態の中で新使用料あるいは新しい減額免除の考え方になってもあまり無理のない形に収まるよう工夫をしていかななくてはいけないなと考えております。これからその詳細検討作業に入るところであります。
議長	皆様から何かありますでしょうか。 鳥海でも昭和50年代にトレーニングセンターを有料にしたところ、利用者が半

	分以下になったことがありました。それでは良くないということで、スポーツ利用に限り無料で提供しようということで大幅に改良した経緯がありました。鳥海のスポーツ施設については、特にバレーなど1チーム10人で利用した場合は一人100円位だけど、5人の場合はどうなるのかというようなことがあり、そうであれば利用しないほうが良いというような事がありました。その点はいかがでしょう。
伊藤 スポーツ課長	スポーツ施設の使用料についてご質問ありましたが、当市の体育施設、プール施設等数々あるわけですが、それぞれの地域によって（利用料が）まちまちだったわけでございます。それをまず今回市民がどなたでも鳥海の体育館を使う場合、本荘の体育館を使う場合、同じ金額で設定しているというのが一つの目的でございます。その中でどうしても使用料の問題で体育施設の利用が落ち込むということが起こる可能性もありますが、そういう面については例えばスポーツ少年団、学校行事等の利用や減免・免除等を加味しながら現状の使用状況を調査をしておりますので、そのようなことを加味しながらやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
佐藤 行政改革推進課長	この減額免除制度の有りようについては、子どもの利用や教育目的で利用する場合、減額だけで良いのか、免除ということまで考えていくのか、ということ了他市の事例を通して調査しておりまして、これまでの経緯等も考慮に入れ詳細検討しなければいけないなというような気持ちであります。ただし新使用料の考え方は負担の公平性ということで、ご負担いただける方々・団体等には減額という対応もすることになるかと思いますが、やはり利用しない人も税金を払っていてそういった方々からの不平・不満もあるわけですので、そういったことへの対応ということで負担はお願いしていくのが筋論ではないのかなということです。
A 委員	前回の地域協議会でも公民館の使用料について質問して教育学習課長に答えてもらったわけですが、新町、下野、下中、町で笹子町内会というのをつくっているのですが、笹子公民館が新しくなったことでもう少し安くしてもらえないかという要望が出ました。前回の地域協議会でも質問しましたが、今回公民館はそんなには安くなっていないようだ、減額・免除制度があるということだが、下野（町内会）は会館がないため公民館をずっと（町内会館として）利用していたようです。そういったわけで町内会は事務取扱要綱に該当するものか、そのあたりお聞かせいただけたらと思います。
大滝 生涯学習課長	笹子公民館の話は私も聞かせていただきましたが、やはり町内会という自治団体としての利用の場合、やはり配慮すべきところが大きいところもあるのではないかと私も考えております。まして自前の町内会館・公民館・自治会館というものが無い場合、これまで公民館を町内の集まりに使わせていただいた経緯があるということも承知しておりますので、町内会自体は任意の団体であります但し行政の機能を補完していただく大きな役割を担っていただいているという観点からも、ある一定

	の配慮は必要かと検討の材料にさせていただきたいと考えております。ただ笹子公民館は新築の関係もございましたが日中使用しますと正規ですと1050円という料金ですが、受益者負担で50%になりますと480円と半額、基本の条例上は下げさせていただいております。まして冷暖房料等もその中に含まれておりますので、ただここでも課題となっていて検討させていただいているのが、どこの地域にもお話を伺いにいくと言われることなのですが、会議終わった後のアルコールの入った席についても同様の配慮がほしいというお声も多く頂戴しております。それにつきましては、基本としてはお酒を飲む時間は通常料金にさせていただきたいという基本方針を一度立ててはありますが、それについても色々ご要望等ございますので見直しできる範囲で検討の材料とさせていただきたいと考えておりますので、また方向性が決まりましたらご報告できるような形でお示ししたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。
A 委員	ありがとうございました。どうかよろしくお願いします。
議長	他にありませんか。
D 委員	うちの方も直根体育館等ありますが、今までも時々使わせてもらってましたし、夜間は子ども達の卓球ということで利用されています。それに対して今使用料が入ってくるということだが、今まで冬期間であれば自分たちで除雪していたが、現在の状況は、まだ冬囲いしたままの状態の体育館ですので、使用料をとることになれば、管理等（除雪など）やっていただけるものか。
伊藤 スポーツ課長	今回体育館の使用料については1時間当たり400円という案で進めさせていただいております。直根の体育館につきましては、面積的にも小規模ということで200円ということで今回決めさせていただいておりますが、いずれスポ少の練習等につきましては全額免除という形で進めたいと思います。ただお金をもらうための管理の除雪、冬囲いのものにつきましては教育学習課のもと、鳥海教育学習課と相談し後からご連絡したいと思っておりますのでよろしくお願いします。
D 委員	私も冬期間、老人クラブの方でゲートボールで使わせてもらってますが、いろいろなことに使用しておりますので、（来年度以降）それなりの馬鹿にならない使用料になってしまいますし、減額免除いただければなと思います。
佐藤 行政改革推進課長	その件につきましては鳥海教育学習課からも実情を聞きながら（進めたい）、また、直根地区の町内会組織がこの体育館について指定管理者になっていいというならば形勢が逆に高まるのではないかと考えております。いずれ町内の方以外に鳥海地域の方が、あるいは市民一般の方が利用する場合の料金表という意味ですので、この数字をベースにして地域でのコミュニティ活動をやられる団体の利用は減額免

	除の中でどうするのかといったようなことをこれから吟味していきたいなと。
D 委員	ほとんどが廃屋状態である。
佐藤 行政改革推 進課長	そういった事情もふまえながら詳細にあたっていきたいと思いますので、そういう風にご理解いただきたいなと考えております。
議長	この後学校の統廃合で体育館が増えてくる可能性がある。それを含めすべてを公平に行うということは大変だと思いますが。
佐藤 行政改革推 進課長	確かに鳥海地域では小学校等の問題がございます。東由利地域でも学校統合されまして校舎施設として役割の終えた施設をどういうふうに利活用していくのかということも議論になりますし、そういったことはこれから鳥海地域協議会でも議論されることかと思えます。そういった話はまたその時の話ということで捉えていきたいと思えます。
議長	他にありますか。 これは施策を講じながら問題点があれば改善を含めて対応していくという柔軟的な方向でお願いできればと思います。
佐藤 行政改革推 進課長	原則論もありますので、そうした原則論も大事にしながら現状のたどたどしい状態が続いた時の無理のないことも念頭に置きまして対応していきたいという考えです。以上です。
議長	よろしくお願いします。 以上で 公の施設の使用料見直しについては終わります。 次に次第 3 のその他に入ります。よろしくお願いします。
佐藤 振興課長	前回の地域協議会におきましても若干報告しておりますが、3月11日に発生した東日本大震災に関しまして鳥海総合支所から被災地への派遣ということで4月9日から12日に振興課の池田主査と産業課の佐藤主査、4月27日から30日に教育学習課の豊島主査が派遣されております。 また、5月15日から20日には市民福祉課の佐藤久美子保健師が釜石市に派遣ということでしたが、現地で分かれまして大槌町の避難所等で健康相談等の業務を行っております。また今回7月24日から30日には市民福祉課の大友主査が福島県いわき市に派遣されまして、罹災証明書等の発行業務を行っているところであります。この後8月7日から12日には市民福祉課の佐藤礼美子主事が同市に派遣され同様の業務につく予定になっております。

鳥海総合支所といたしましては若い職員を積極的に派遣し経験を積ませたいと考えますので、地域の皆様の特段のご理解とご協力をお願いします。

次に6月24日未明の豪雨災害の件ですが、幸いにも人的被害はございませんでした。家屋の床上浸水が3件、床下浸水住家5件と非住家11件と報告しております。住家の被害を最小限に食い止めるため、土のう積等懸命の応急作業をしていただきました消防団の皆様には感謝申し上げます。

消防団関係では7月2日に消防団鳥海支団の消防訓練大会が開催され、小型ポンプ走法・規律訓練においては第3分団、自動車ポンプ走法については第1分団が第1位となり7月17日の市の訓練大会においては小型ポンプ走法において第3分団が優勝し7月23日の本荘由利支部の代表選考会にコマを進めたところでありましたが、僅差でにかほ消防団に及ばず県大会出場は来年までお預けということになりました。支団の各分団におかれましては来年度に向けて努力・精進を積まれますようお願い申し上げます。

また7月24日にはテレビの地デジ移行ということで多少の混乱が懸念されたところでございましたが、当日の問い合わせは1件ということで一安心というところですが、ご承知の通りケーブルテレビのデジアナ変換は5年間という期限が設けられております。そのため5年後にはブラウン管テレビが地デジチューナをつけないと見えなくなる状況となりますので今後とも注意喚起が必要だと考えております。

つづいて庁舎の節電対策の件でございますが皆様すでにお気づきの通り庁舎の照明を3分の2程度減灯しております。パソコンの節電モードの設定、エアコンの28度設定等、やや強めの節電対策を実施しているところでありますが、昨年6月と今年6月の電力量を比較しますと約20%減少しております。この件につきまして時は時節柄ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

佐藤
市民福祉課長

市民福祉課の方からご報告申し上げます。6月24日の豪雨による住家の床上床下浸水の消毒作業につきましてご報告申し上げます。全体的には市民福祉課で実施しました19戸の家屋が床上床下浸水がありましたので、その住家を消毒作業を実施しております。ただ貝沢地域につきましては広範囲であったということで貝沢集落に消毒液を提供いたしまして7月4日までに消毒作業を終わったという報告を受けております。なお、それ以外の家屋につきましては市民福祉課の職員が6月30日に実施しております。また家屋の床上浸水の3件につきましては市または日赤からそれぞれ見舞金が支給されておまして、6月27日に総合支所長が届けております。また社協の方でも共同募金会から見舞金が贈呈されております。なお秋田県からの見舞金が支給されることになっておりますが7月22日に由利本荘市内を県の方で直接配布してまわっているということで鳥海地域にはまだ来ていないということです。

なお、6月24日には一人暮らし老人宅への安否確認を電話等で実施しておりま

す。全体で140名の方に連絡をしまして被害がなかったということでした。

また、この後8月1日から夏の交通安全運動が実施されますが、その前の7月31日に交通安全小中集会が開催されます。小中学校の夏休み期間の恒例行事として、安全協会の川内・直根・笹子各支部でそれぞれ実施しておりますが6時半から川内が健康広場、直根が直根公民館、笹子が笹子公民館、それぞれの前で開催するということになっておりますのでご参加いただけたらと思っております。また9月17日に鳥海地域の敬老会を予定しております。本日午前中に婦人会の代表の方々と協議いたしまして、毎年午前11時30分からトレーニングセンターを会場に実施しております、この後8月に各75歳以上の方々1,183名に婦人会を通して案内状をお届けしますのでよろしくお願い致します。以上でございます。

佐藤
建設課長

先月の豪雨による被災状況につきましてお話しさせていただきたいと思います。配布しておりますカラーA3の資料ですが、被災した現場（国道108号瀬中石）は山側2箇所になっておりまして2箇所の土砂そのものは1660㎡とたいしたことは無いわけですが、この土砂については巻き込まれた車両があるのか無いのかといった確認の時にほとんど除去されております。崩落した上部の方ですが資料ですと黄色の部分にあたり延長80mとなっております。この土塊に亀裂が入り不安定となっております。だいたい土塊が推定4200㎡。この土量については、雪のように下に落として運ぶわけにはいかないので、（土砂運搬経路としては）上の方（崩落現場上部）の転作田の農道、大久保集落の私道、矢島（地域）の市道、金ヶ沢の交差点、鳥海矢島線を直根方向に走って小松久平さんのところを右折し亀ヶ森線を通り鶯川大橋をこえて矢島上原に残土を搬出するという経路のようであります。準備としましては既に農道や狭いカーブには鉄板を敷き、いよいよ明日から運べる状況になってございます。ただ本日午前中に県の方へ金ヶ沢からの上り区間の側溝が切れていたりカーブで側溝が深くて危ない部分等現場調査いたしましてお盆前にはオノ神までの5,6箇所の区間を拡げるとようお願いいたしました。土砂を除去するのが9月末ということになっておりますが、順調にいった場合で9月末ということですので天気が良ければその通りにいくかもしれません。この後に上の方に安定が見られた時に片側交互通行するというような段取りのようであります。

一方、猿倉の山腹の土砂崩壊であります。崩落当時から林務の治山、建設の砂防事業をお願いして参りましたが、林務の農道整備時に林地開発を解除していることから治山事業にはなじまないということで秋田県の建設部砂防事業で24年度から対応するということに決まっております。さらには鳥海地域の建設課で管理しております河川道路ですが9月に査定があります。河川が2箇所、道路24箇所、合わせて26箇所が9月2日に査定ということになります。また、公共災に満たない60万円以下の災害、これも河川を合わせて26箇所ありますがこれは予算がつき次第、順次復旧して参りたいと思いますので特段のご理解とご協力をお願いいたします。以上でございます。

佐藤
教育学習課長

教育学習課の方から２点ほどご報告申し上げたいと思います。

第１点は統合小学校の建設事業の進捗状況についてであります。これは前から申し上げているとおり今年度の計画事業として進めているわけですが、今年度はすでに５月に敷地の造成工事をすでに発注しておりまして、テニスコート等それに付属する部室、トイレ、それらの工事が今月の１４日に発注となりまして工期は１０月下旬までということです。山科建設(株)が請け負っております。また、校舎と体育館の建築工事につきましては今年度と来年度の２ヶ年事業であり、来月の５日の入札ということであります。金額的に議会の議決がなければならぬということで９月の定例議会の初日に提案し、その議決を経て着工になるということで進んでおります。

第２点目としましてソフト面になりますが、校章、校歌、校旗等については今月の７日に検出推進委員会が開催されまして、中学校との連携校という基本的な考えから校名は鳥海小学校という校名にしまして、それぞれの小学校に確認、意見を仰いでいただくということであります。これを踏まえ次回の推進委員会で決定したいということで協議がなされております。また、校章につきましては鳥海中学校の校章をデザインしました秋田の公立美術工芸短期大学にお願いしたいということで、話がなされております。また校歌につきましても鳥海中学校の校歌を作詞、作曲しました豊島しげたかさんという方にお願いしたいということで話がなされております。これらにつきましても次回の９月の議会で予算等お願いしながらそういう方々をお願いしたいと思っております。なんとか新しい学校にふさわしい校名、校章、校歌にしたいということで協議がなされています。以上です。

村上
診療所事務長

診療所の方からは１点だけお願いいたします。８月のお盆休みですが、毎年１３日から１４、１５日と三日間休んでおりますが、今年度は１３、１４日が土、日ということで１５日月曜日が休診ということになります。１６日の火曜日からは鳥海と直根の診療所、１７日からは笹子診療所が通常通り診療しますので、よろしくお願い致します。以上です。

黒木
産業課長

私の方からも２点ほどご報告させていただきます。

第１点目は現在通行止めになっている手代地区の国有林ことですが、今月末に片側通行できるようにということで森林管理事務所の道路課長に確認したところ、そういう話をいただいております。現在、山科道路土木(株)の方で工事にかかっているということで、ご報告申し上げます。

また、２３日からの農地災の被害状況ですが、鳥海地区につきましては農地で４０件、農業用施設（水路関係）１６件、合わせて５６件となっております。由利本荘市全体では４２８件ですので特に由利・大内・東由利の被害が大きかったようです。貝沢の土砂崩落があった箇所については県単局所防災で採択になりましたので、いずれ早めに対応したいと考えております。

また、下直根の石神も追加で県単局所防災で対応してくださいということで（お願いしております）。

その２点が局所防災に対応になります。また、林道災が２件、９月４日から査定入りますが、現在担当者の方で進めております。また久保の公民館の脇の水路、それも国庫補助の災害ということで決まりましたので、いずれ農地関係もかなり被害ありますし、また現在頑張っておりますのでご協力よろしくお願いいたします。以上です。

池田主査

峠サミットのあり方についてという資料をお手元の方に準備をお願いします。この峠サミットですが現在３巡目に入っております。平成２６年度から４巡目になるのですがそれに向け今後この峠サミットをどのような方向で持っていったら良いかということで大崎市、由利本荘市、真室川町、湯沢市、金山町、最上町の構成６市町で現在協議をしております。その中で今まで峠サミットということで地域協議会委員の皆様を動員する形で、皆様参加されていると思いますので、今後のあり方について感想や率直なご意見を裏面の方（資料等）にご記入いただきますよう、ご協力をお願いしたいと思います。いずれ平成２４年度に関しましては由利本荘市での開催になります。

この資料の提出期限につきましてはこちらからまたご連絡差し上げますので、よろしくお願いします。

また、地域協議会意見書に関わる回答ということで、平成２３年５月１１日付けで鳥海地域協議会より提出した意見書について企画調整部地域おこし課より回答が届いておりますのでご報告いたします。

○意見書の内容

鳥海地域市民有償運送の毎日運行ということで、これまで運行している羽後交通株式会社は年間３６５日毎日運行しておりまして今年４月から運行した西目線も土日の運行がされております。今秋以降カダーレでの行事が開催される場合、鳥海地域では児童生徒や高齢者いわゆる交通弱者が参加できないことになるため、土日祝日の運行を希望するものです。

○回答

公共交通に対する利便性の向上のため移動手段に不便をきたしている方々の交通の確保は重要であり交通弱者の方々の社会参加を積極的に推進するよう十分配慮したいと考えております。つきましては土日祝日運休しております鳥海地域市民有償運送バスの毎日運行を試験的に行い、その利用状況をもとに本格運行を考えて参りますので、更なる利用促進もお願いいたします。

議長

試験運行はいつ行うのか。

池田主査

平成２４年度に行います。

D 委員	今、建設（災害復旧）過程の瀬中石の道路についてご説明いただき、9月30日が予定ということで、最悪の場合（工期が）延びる可能性もあるというお話を伺いました。近く（崩落箇所近隣）の方々が、矢島、本荘方面に行くにはだいぶお困りだということで、もう少し早くできないのかという意見がありました。現在工事をどのようにやっているかは分かりませんが、今は朝5時頃から夜7時くらいまでは作業できるのではないかなと思うので、そういうような方向でなんとか早めに復旧できる方法をお願いしたい、要望できないものかということです。
議長	それはできるとは思いますが、これは国道ですので県の方になります。早期開通を要望として出すか、出さないかということですが。
土田 総合支所長	今の意見については土砂の搬入路が隣接する集落の皆さんや瀬中石の崩落現場に近い集落の皆さんへの説明の段階でも、とにかく早く通してもらいたいという切実な願いは県の職員も聞いております。まず、全力を尽くして頑張るということだったが、いずれにしても地域協議会として出したいというのであればそれは可能なのではないのでしょうか。
議長	可能だが、出したとしても急に変わるのかどうかということだ。
B 委員	目一杯の工程を考慮した結果だと思うから、急に早くなることはないと思う。
佐藤 建設課長	斜面上部不安定土砂が推定4200㎡あります。（復旧を）早くしたいというのも考えております。復旧現場に入れる機械（重機性能）も決まっている（作業開始）時間が早いから遅いからというものではない。いずれ最終的にはそのようにやると思います。もう1つは金ヶ沢の道路ですが、あそこは矢島の管轄であり道路が被災している。だから亀ヶ森線の上から降りてくる。3倍も4倍も（距離が）かかる、そういうところを勘案しての9月末ということです。この時点で道路そのものの土砂はもう撤去しほとんどなくなりました。 しかし、上から落ちてくると危険なため、どうしてもそう（9月末と）なってしまいます。
議長	それは文書で出して県の方も文書で対応するわけだが、出したことにより変わる可能性があれば有効だけれども。
土田 総合支所長	100%、120%やって9月末ということですので。
D 委員	さらに1つお願いとして（国道108号の災害による通行止めについて）付け加えるが、こういうことは今後絶対無いとは限らないと思いますので、もしできれば迂回道路的なものを作るだとか、そういう対応を考えておかなければいけないので

	はないか。そういう風な状況も合わせて（意見書を）だしてもらえれば。
E 委員	あちこちでそういう話が出ている。矢島の前杉（国道 108 号前杉地内）が通行止めとなった時、まわれる（迂回路）道路があるが、鳥海もああいう（迂回路）のがあればいいのにと感じる話をよく聞く。
A 委員	救急車で 10 分も遅れるということはかなり問題だと思う。
議長	もし、要望で出すなら救急車の遅れなどを 1 つの問題としていかななくては行けない。ただ早く通してほしいだけでは（ダメだと思う）。
E 委員	出した方がよい。
議長	では早期開通ともう 1 点は迂回路（建設）を事前準備として計画したいという内容も含むことにしますか。
D 委員	その方がいいのでは。 地域として（要望すべき）。
A 委員	鳥海地域として要望した方がよい。
議長	その二点（早期開通と迂回路建設）を含むことによって意味がまた出てくる。
土田 総合支所長	地域協議会から秋田県（への直接要望）というわけにはいかないのでは。
議長	支所（市）を通していかななくては行けない。（意見書を）出しますか。
A 委員	出した方がよいと思う。 しかし、9 月を過ぎてから出したんでは駄目だ。
E 委員	救急車両のこともあるから早くしなくては行けない。
A 委員	救急車が 10 分遅れるということは大変なことだ。
議長	（意見書については）国道 108 号は救急搬送や災害時の対応策を今から検討い

	ただきたいということでの意見書で良いか。
土田 総合支所長	迂回路の新設（を含む）ですか。
議長	新設（を含みます）です。
D 委員	橋を架けるなど、迂回路整備をお願いしたいということです。
E 委員	川を埋めても道路は造れるようなものだ。いろんな方法があると思う。今の時代だから。ただ、橋を架けるといのはどうか。
議長	まずその必要性も（あると思います。）今の消防署が大震災の場合どうするかというようなことを考える時代ですので、この内容（意見書提出の有無及び意見書の内容）については、事務局と私に任せていただくということによろしいでしょうか。
委員全員	異議なし。
議長	外にございませんか。
A 委員	建設課長にお聞きしますが、立石峠（主要地方道十文字羽後島海線の一部区間島海町下笹子地区）はいつまで通行止めなのか。
佐藤 建設課長	3 工区の舗装が終わったところである。
B 委員	7 月いっぱいでは開ける（通行止め解除）ようなことを言っていたが。
佐藤 建設課長	いずれ 7 月工期です。
議長	7 月（通行止め解除）なわけですね。そのあとは開通なる可能性もあるわけだ。
佐藤 建設課長	そうです。
議長	外にございませんか。
D 委員	もう 1 つ、今の峠サミットのことだが道路の整備促進という初期の目標達成され

	たようですが、これについても峠のトンネルやその近辺で事故があったらトンネル通れないため迂回しなければならないということで、雄勝峠を越えた後で事故があったりするので、あそこまで行ってしまうと戻って酒田の方に抜けてここまで来なければならないという状況もございます。そういった場合の最短の迂回路的なものを峠サミットの中で、お願いしていかなければならないのではないかなという感じがしましたので、峠サミットのあり方と言いますか、目的達成されたからそれでいいかということではなく、目的が達成されていない感じがしたのでお話をさせていただきました。
議長	課題は非常にあるわけですが。それは個々にこの次までメモしていただいてこの次にその結果でまた話したいと思います。
議長	その他ありませんか。
委員全員	ありません。
議長	では会議を終わりたいと思います。高橋議員さんには最後までおつきあいいただきありがとうございました。
池田主査	これを持ちまして、第２回鳥海地域地域協議会を終了します。ありがとうございました。

第 2 回鳥海地域協議会

平成 2 3 年 7 月 2 8 日 (木)
午後 1 時 3 0 ~ 講堂

支所長

会長

副会長

高橋議員

(町内会長)

佐藤久幸

佐藤重一

佐藤勝藏

佐藤敬助

柴田恭一

レコーダ

(学識)

三森宏美

(団体等)
鈴木 充

周防彦宗

佐藤明美

(公募)
眞坂好喜

次 長 兼
行革課長

参 事 兼
課長補佐

消防長

消防本部
政 策 監

消防本部
次長兼課長

消防本部
主席参事兼補佐

生涯学習
課 長

スポーツ
課 長

事務局

池田・三船

主 幹 兼
振興課長

主幹兼
施設長

主幹兼
教育学習課長

市民福祉
課 長

産 業
課 長

建 設
課 長

鳥 診
事務長